

第 18 期文化審議会第 1 回総会（第 77 回）

開催日時 平成 30 年 4 月 6 日（金）14:00～15:30

場 所 文部科学省庁舎（東館）3 階 3F1 特別会議室

議 題 (1) 会長等の選任
(2) 文化政策部会等の設置について
(3) その他

出席者 ・ 委 員： 佐藤委員(会長)、伊東委員、岩崎委員、大淵委員、亀井委員、
河島委員、薦田委員、柴田委員、中貝委員、藤井委員、松田委員、
やすみ委員、吉本委員、渡辺委員
・ 文化庁： 宮田長官、中岡次長、清水文部科学戦略官、永山官房審議官、
藤原文化部長、山崎文化財部長、杉浦政策課長、三輪政策課長企画
調整官、水田著作権課長、大野国際課、江崎芸術文化課長、高橋国
語課長、田村宗務課長、圓入美術学芸課長、大西記念物課長
その他関係官

議事録

【三輪企画調整官】 ただいまより文化審議会第 77 回を開催させていただきます。

私は、企画調整官の三輪でございます。冒頭、司会進行を務めさせていただきます。ど
うぞよろしくお願いします。

委員の皆様には、今期文化審議会の委員をお引き受けいただきますとともに、年度初め
の御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は、第 18 期文化審
議会の第 1 回総会となりますので、会長を御選出いただく必要がございます。傍聴席の皆
様は御退出をお願いいたします。

（傍聴者退出）

※ 会長に佐藤委員、会長代理に道垣内委員が選ばれた。

（傍聴者入室）

【佐藤会長】 それでは、今期の文化審議会の開会に当たりまして、会長として一言御挨拶を申し上げます。

図らずも会長の任を負うことになりましたが、これまでの宮田長官や馬淵先生のようにはいかないかもしれませんが、どうぞ皆様の御協力を得て、つつがなく進めて参りたいと思っております。

今、文化、あるいは文化芸術、文化財をめぐる社会的な環境は非常に厳しいものであると思っております。その中で文化芸術推進基本計画の策定、文化財保護法の改正があり、オリンピックを目指した文化行事の構成、あるいは、近く文化庁が京都に移転するということがあります。文化芸術・文化財に対する文化庁の体制をより充実したものにしていき、新・文化庁としてこれから大きく羽ばたいていく、逆境の中で、そういうことを目指す時期だろうと思っております。

その中で文化庁の体制は、今非常に優秀な方たちがそろっていると思っておりますが、それを審議会としても大いにバックアップして、あるいは社会的に大いに発信して、日本の文化というものを世界の方に訴えていく、そういった仕事をしていく上で今期の審議会は大事ではないかと思っております。是非皆様の御協力をお願いしたいと思っております。特に、本日配っていただいております文化芸術推進基本計画も、昨年度、大変な努力でおまとめいただいたものでありまして、こういったものを着実に実行していくことが求められていると思っております。

文化庁の予算も、かなり頑張っていただけて増えたということでもありますので、それを踏まえてこれから新・文化庁が大きく羽ばたいていっていただきたいと思いますと思っております。道垣内会長代理とともに、この会を司会させていただきながらバックアップしたいと思っております。どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは、続きまして、宮田文化庁長官から御挨拶を頂きます。

【宮田長官】 佐藤会長、よろしくお願い申し上げます。

また、今までの継続されている委員の先生方、そして新たな4名の方に委員として活躍していただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いします。

私も、長官としては3月31日までの2年間の任期ということで、この後は作家活動に邁進（まいしん）しようかと思っておりましたが、もう3年、長官を拝命することになりました。よろしく御指導を頂きたいと思います。

私ができることは何かというのは、皆様方のすばらしい御意見をどう生かすか、役所の行政官と調査官、その二つの大きな山がございますので、その二つの山が大きな山になっていくと、より広大な山になっているという環境を作っていけたらいいと思っております。

昨日、あるテレビを見ておりましたときに、このように世界中が少し混沌（こんとん）としているときに、50 年前、今年はそういう意味では節目になる気がしているのですが、皆様御存じの、公民権運動で亡くなりました、4 月 4 日でございますが、キング牧師が言っていたこと、これはとてもすばらしい言葉かと思っております。「私たちには今日も明日も困難が待ち受けている。それでも私には夢がある。」という言葉、そのときキング牧師が、私には届かないかもしれないが、私の子供 4 人たちにはそれは届く可能性がある。と。一昨日のニュースには、そのお孫さんが、「私には夢がある。それでも」という言葉がありました。私、実に感動し、感銘を受けました。

ちょうど文化庁も 50 年の節目、その 50 年の間に在外研究員として日本から多くの方々が海外に派遣された、いろいろな意味で 50 年という大きな節目を感じる気がします。そして、図らずも私も 2 期目の 50 年の節を作っていきたいと思っておりますので、忌憚（きたん）のない、すばらしい御意見を拝聴できれば大変有り難いと思っております。

それをどう実らせるか、ここにいる行政官は大変優秀です。優秀な人間を優秀に使わせるのは皆さんの力でございます。私はまだ汗のかき方が足りないと思っております。周りの文化庁に対する期待が多くございまして、新・文化庁として頑張っってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、宮田長官は別件があるため、これで退席されます。

【宮田長官】 よろしく願い申し上げます。

（宮田長官退席）

【佐藤会長】 本日は、今期最初の審議会ですので、本審議会の概要と運営上の規則について確認しておきたいと思います。

また、併せて各分科会への委員の分属についても確認したいと思います。なお、本審議会の委員は 4 月 1 日付で発令されております。発令書は机上に置いてありますが、各分科会に属する方については、その発令書に分属を記してございます。また、資料 3 にもその

分属を記しておりますので、御確認いただければと思います。

これらの点について、事務局から説明をお願いいたします。

【三輪企画調整官】 資料 2、資料 3、参考資料 1、2、3 をお手元に御確認ください。

まず、本審議会の概要でございますが、資料 2 でございます。文化審議会でございますが、ポイントとしましては、3 の構成のところがございますように、四つの分科会が設置されております。国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、そして文化功労者選考分科会という四つの分科会が中にあるという構造を御承知おきいただければと思います。最近の主な答申に関しましては、4 に書いてあるとおりでございます。

それから、この運営に関してですが、これは参考資料 1 でございますが、この文化審議会の直接の設置根拠となる法令でございます。今回法令の説明は割愛いたします。

運営規則に関しましては、参考資料 2、先ほど申し上げた国語分科会、著作権分科会等々が書いてございまして、最後、参考資料 3 が、より具体的な本審議会の会議の運営に関するものでございますが、ポイントとしては公開に関するものでございます。結論としては、1 の (1)、(2)、(3) にあるような案件以外は公開して行うということが原則となっておりますので、あらかじめ御承知おきを頂ければと思います。

以上が審議会の概要及び運営規則に関する御説明でございます。

それから、分科会委員の分属につきましては、戻りまして資料 3 を御覧ください。先ほど会長からもございましたが、本日お集まりいただいた各委員がそれぞれどの分科会に属するかということを御覧のようにしております。それから、どの分科会にも属しておられない委員がいらっしゃると思いますが、これは後ほど御説明します部会への所属という形になります。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、各分科会のほか、本審議会の下に部会を設置するという予定になっておりますので、その内容について皆様にお諮りしたいと思います。

この点について、事務局の方から説明をお願いします。

【三輪企画調整官】 資料 4、資料 5、資料 6、資料 7 を御覧いただければと思います。事務局としましては、文化審議会に、今から御説明します四つの部会を、分科会とは別に

設置させていただければと考えております。

具体的な部会を御説明申し上げますと、まず、資料4でございますが、文化政策部会でございます。これは文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項等につきまして、調査審議することを想定しております。

もう一つ、資料5でございますが、美術品補償制度部会の設置をお願いできればと思っております。主な調査審議事項としましては、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第12条第2項の規定により属せられた事項等に関しまして議論することを予定しております。

資料6でございます。さらに、世界文化遺産部会の設置をお願いできればと思っております。調査審議事項、幾つかございますが、代表的なものとしましては、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に関しまして、基本的事項を議論するということをご想定しております。

資料7、最後でございますが、無形文化遺産部会の設置もお願いできればと思っております。主な調査審議事項としましては、いわゆる無形文化遺産の保護に関する条約の実施に関する基本的事項等を検討することを予定しております。

説明は以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

部会の設置、裏面に正委員のメンバーの名簿も付いておりますが、こちらにつきまして、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料4から7までのように、文化政策部会、美術品補償制度部会、世界文化遺産部会、無形文化遺産部会の四つの部会を設置したいということで決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 特に御意見がないようですので、案のとおりに決定し、それぞれの部会について、構成委員を資料のとおり指名させていただきます。

以上で、今期の審議会の発足に当たっての手續は終了いたしました。ありがとうございました。

次いで、今期第1回目の会議となりますので、それぞれ委員の皆様の自己紹介も兼ねて、お一人ずつ御意見や抱負などを賜ればと思います。

最初に、18期の文化審議会の委員名簿の順番に沿って、これは五十音順ということなの

で、恐縮ですが、伊東委員からお願いしたいと思います。

【伊東委員】 今、御紹介いただきました伊東祐郎でございます。

昨年は、国語分科会の日本語教育小委員会において、毎年、グローバル化に伴って増加する、生活者としての外国人に対する施策としての日本語教育及びその日本語教育を担う人材の資格ですとか、あるいは要件等々の検討をしてみました。外国語教育の整備は進んでおりますが、やはり日本語教育ということに関しては学校教育以外の分野ではまだまだ後れているところがございます。したがって、日本の社会がますますグローバル社会の中で、外国人も日本人も共に生活できる共生社会をどう築いていくかという中で言葉がどうしても外せないということで、言葉と文化というものをどう伝えていったらいいか、また、そのための人材をどう育成していったらいいかを引き続き検討していきたいと思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

【岩崎委員】 岩崎まさみと申します。

無形文化遺産部会に所属しております。文化審議会の委員は今年で2期目になりますが、昨年は全く分からないまま、お話を伺うだけで、やっと1年のサイクルが終わって全容がぼやっと見えてきたかという段階ですので、今年はまた、昨年学んだことを生かして、この審議会の中でも何か力になれることがあればと思っております。

無形文化遺産部会に関してですが、ユネスコの無形文化遺産保護条約の下で日本国内の無形文化遺産を申請していくという、それぞれの申請の条件、あるいは、次に何を申請すべきかということを議論するのが私たちの仕事です。私がこの部会の委員に最初に任命された五、六年前の頃は、国内法で既に指定を受けている無形文化遺産を古い順に順繰りと申請するという方針に従い、会議も非常に穏やかにスムーズに進みました。しかし、次第に国内法と国際法のユネスコの条約との差、齟齬（そご）といたしますか、違いが明らかになってきたことと、ユネスコの条約の運用の方法が期待していたものとは違う方向性に進んでいくなど、いろいろな予期せぬことが起きてきました。昨年などは、前期の最後の審議会でも、私たちはグルーピングという作業について説明を少し付け加えさせていただいたのですが、ユネスコの条約の運用と国内法との違いを何とか克服していく作業を主にしております。

そのいろいろな難しい問題をここで全部挙げていくととても時間が掛かるのですが、典

型的なものを一つだけ挙げさせていただきますと、「ユネスコの無形文化遺産として登録された」とか、「記載された」ときに、マスコミなどは「日本の文化遺産が世界に認められた」ように書かれています。この点に、非常に根本的な問題がありまして、これは世界遺産がかなり有名であるということに引っ張られている現象なのです。無形の場合は、その案件がすぐれているとか、普遍的な価値があるからということで記載されるのではなくて、その無形文化遺産の価値を地域の人たちがとても大事に思っている、そういった地域の人にとって大事な文化遺産というものが世界にたくさんあるのだということであり、言い換えると、文化の多様性を構築していくというのが、この条約の最も大事なところの精神なのです。しかしそこを伝えようとするとてもハードルが高くて、いまだになかなか乗り越えられない部分があり、無形文化遺産は世界遺産の無形バージョンでしょうという感じのまとめ方をされてしまうのです。

文化の多様性という概念自体が多分、一般には難しいのかという気がするのですが、そういっても昨年、ここで審議しました基本計画の基盤になっているのは価値の多様性ということですので、それはやはり文化を扱う基本的な政策の中では大事なことでありと考えておりますので、難しい作業ではありますが、今年もそれに向かって部会で議論をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、次に、大渕委員、お願いします。

【大渕委員】 東京大学の大渕でございます。

法学部で知的財産法という法律を専攻しております。知的財産法というのは、文字どおり知的財産の法的保護を図るための法律であります。その中に代表的なものとして著作権法がございます。

ここにいらっしゃる委員の先生方、皆様、論文であったり、音楽等だったり、多種多様な分野で日々、作品、法律的にいうと著作物になりますが、その作成に全力を傾倒されているかと思います。皆様、そのような意味で著作物、作品を作られたクリエイターなのですが、著作権法は、そのクリエイターの方にきちんと報いるために法的保護を付与するという非常に重要な役割を果たしております。著作権法1条の最後に書いてあるとおり、著作権法というのは、最終的には、そのような形でクリエイターの皆さんに法的に報いることによって、文化の発展に寄与することを目的とするという法律であります。文化の花は論文だったり、いろいろございますが、それを咲かせるためには、やはり土台というもの

が重要であります。法的土台、法的インフラである著作権法は非常に地味で、前回も出ておりましたが、条文が細かくて分かりにくいというので評判はよくないのですが、皆様が全力を挙げて作っておられる作品、著作物を法的に守るためには、きちんと明確に、法的な装置を組んでいく必要があります、そのためには、条文が細かくならざるを得ないので、そのところは嫌がらずに、細かい条文で緻密に組み立てられている法的土台があつてこそ、皆様の花が咲いているということを御理解いただければと思っております。

そのようなことで、地味な役回りではありますが、この委員会のためにお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

続きまして、亀井委員、お願いします。

【亀井委員】 文化財分科会に属しております亀井と申します。

私は4期目になりますが、昨年は、文科大臣の諮問によりまして、文化財分科会の方で「文化財の確実な継承に向けたこれからの新しい時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の答申をまとめさせていただきまして、無事答申することができました。

その中身は非常に画期的なものが幾つかございまして、これからの法律改正の中に盛り込まれておりますが、各自治体において、独自の地域における貴重な文化遺産を自分たちのものとして捉え、地域住民、所有者と一体となって守っていくという新しい方向性が打ち出されたものでございます。各自治体によっては大変な温度差がありまして、先進的なところから、どっちを向いたらいいのか分からないという弱小の自治体もありますが、全体の底上げを図りながら、目標に向かって頑張っていきたいと思っております。

それともう一つ、現在、日本は縮小化社会に入っております。各都市、人口の減少というのが目に付いてきております。都内においても、区によっては頑張っているところ、あるいは引っ張られているところ、いろいろございます。そういう中で各地域に残っている文化財をいかに、より確実に継承していくかになりますと、やはり人材の活用というのが大きな観点になってきていると思います。そういう人材を発見して、それらを生かせる活動ができるような仕組みをこれからも作ってまいりたいと思います。その点は行政の力というのは非常に大きいわけですが、とりわけ都道府県、あるいは市町村の力に期待することが多いと思います。

文化庁が京都に行って、日本のへそのところから全国の方に号令するということが、あまりにも中央集権的になり過ぎますと地方が疲弊するだけでございます。江戸時代に三

百諸侯があつて、各藩で独自の文化、独自の人材養成をやってきたという過去の歴史に学びながら、地域おこし、地域の維持というものを図っていけるよう、微力ながら貢献してまいりたいと思っています。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、河島委員、お願いします。

【河島委員】 同志社大学の河島伸子と申します。

学内での所属は経済学部でして、科目としては文化経済というものを教えておりまして、文化経済、文化政策学、コンテンツ産業論といったあたりが専門でして、文化審議会と文化政策部会も、数年にわたって関わってまいりました。

それともう一つ、コンテンツ産業論という、商業性の高い映画や音楽、放送などの業界のビジネスと経済の研究もしております。ロンドン大学のLL.Mという法律修士の学位を取るために著作権の勉強もいたしました。その関係もありまして、著作権と文化といったことで論文も幾つか書きまして、著作権分科会の方にも2年にわたり、属させていただきました。あまり大きな貢献はできていないのですが、今期も引き続きということで、著作権分科会の方は本当に法律に詳しい先生方の会議なのですが、文化政策の研究者として何か貢献できることがあればいいと考えています。

先ほど会長の方から、この文化審議会及び文化庁をめぐる環境がやや厳しいというお話もございました。確かにそういう面もあるのですが、文化政策をずっと見てきまして、この数年ほど、好機、今こそチャンスだという、そういう意味では非常に恵まれたチャンスの時期でもあると認識しております。昨年度、文化政策部会で文化芸術推進基本計画を作りましたときも、今までになく、本当に幾度にもわたり会議を開き、たくさんの方々と意見交換をし、そして、文化庁だけではなく、他の省庁の人たちと絡み合っただけで計画を作るという意味では大変大きな飛躍だったのではないかと考えています。

また、文化庁の京都移転ということで、京都にいるせいか、非常に心待ちにしているのですが、一般の人々がこれほど文化庁のことを話題にする機会があるというのも本当にうれしいことです。バス停の名前にまで、文化庁地域文化創生本部前というようになっており、今までになく、東京以外の場所で文化庁のプレゼンスというのが高まっていることも地元としてはひしひしと感じております。これを機会に本当に、この存在感に見合う内容の文化政策、文化振興というものができていく時期ではないかと、そういうことをやっていかなければいけないと思いますので、微力ながら努力していきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

文化芸術，文化財にとって好機でもあるということで，そのとおりかと思いました。

それでは，次に，薦田委員，お願いいたします。

【薦田委員】 文化財分科会に所属しております薦田でございます。

昨年からだと思いますが，この文化審議会総会にも出させていただいておりながら，本来にいろいろなことがまだはっきりと把握できていないような現状です。私自身の専門といたしましては，平家物語を琵琶（びわ）法師が語ったという，その音楽が現在まで伝わっておりますが，その伝承が今，危機的な状況にあつて，それをどうにかしようという取組をしております。

そういう非常に小さな分野の取組を通じてしか，物を申し上げることはできないのですが，一つには，文化庁の活動というのは本当に全ての省庁と関わりがあつて，そういう連携の中で文化政策が行われなければならないのではないかとことをひしひしと感じておりまして，今回，文化庁の京都移転ということがあつたときに，今，ピンチはチャンスといった話がありましたが，他省庁との連携というところに是非目配りをさせていただけたらと思っています。

それから，政策として，いろいろな文化財指定や，様々な制度などができておりまして，その中で今，岩崎先生がおっしゃったように，文化の多様性を訴えるための制度であるという視点は非常に重要であると思います。指定をするということは，その分野を保護するだけではなくて，指定を受けなかった分野を，下手をすると差別化することにもなりかねないという現実もありますので，その辺の目配りも大事かと思っております。

それから，私自身の取組を通じて感じることとしては，一つのジャンルを存続させようということは，それを実際に体現する演奏家であつたり演者さんであつたりを保護するだけでは駄目で，同時に，それを聞きたい，見たいという聴衆や観客も創出する必要があるということです。そのあたりも併せてうまい工夫がないかを日頃考えております。この審議会を通じて，そういうことも学ばせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは，私は後でまたお話ししますので，柴田委員，お願いします。

【柴田委員】 柴田英紀と申します。

この度新しく委員を拝命いたしました。非常に重責を感じておりまして、身の引き締まる思いをしており、微力ですが、尽力させていただきたいと考えております。

昨年は基本計画の策定に関わりまして、多くの文化関係者の方々、それから、地域で活動しておられるの方々、いろいろな意見交換を通じて文化政策部会の委員の皆様と一緒にこの基本計画が作り上げられましたこと、本当にうれしく思っております。

冒頭、長官は、今年は50年という節目であると申されましたが、我が国の公立文化施設の萌芽（ほうが）から今年は100年目に当たる記念の年となります。大阪にある公会堂が日本で初の公立文化施設ですが、それから100年目ということで、劇場、音楽堂の日本における役割がますます重視されてくると思っております。また、芸術団体の方々といろいろお話しする機会を通じて助言、アドバイス等々も行い、今年は、京都移転ということもございますので、非常に大事な節目を迎えている時期かと感じております。地域から地域文化の発展を見据える、支援をするという、多角的に見る目を養うと申しますか、洞察力、発想の転換が求められる年なのではないかと感じております。

宮田長官が書いてくださった、この「対」という一文字、これに象徴されていると思いますが、私は、今年一年、対話が非常に重要な役割を果たすのではないかと感じております。国民としっかり向き合う、国民との対話が必要だと感じておりまして、文化芸術の価値を国民に還元していく、そして、審議会の委員一人一人が、草の根の努力をして国民と対話をしていくということは非常に重要なことであると思っております。私自身、いつも創造現場で活動しておりますので、創造現場からの声を国に届ける、文化審議会や文化政策部会で話し合った議論を地域の方々に届けるつなぎ手として、更に尽力していきたいと思っております。

一つ提案なのですが、国民との「対話」というものを是非実現させていただきたいので、審議会の会長、佐藤会長におかれましては積極的に地域に出向いていって、会長のお言葉、文化庁の職員の方々も地域に足を数多く運んでいただいて、国民、地域の住民の方々との対話を是非していただきたいと思います。

基本計画も、今年度から具体的に一つ一つ活動の輪を広げていかなければいけないと感じております。国民との対話を基本に、ポイントに、頑張る所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

これは、宮田長官をはじめ、随分国民に向けても対話される方だと思っておりましたが、

私たち審議会のメンバーも、やはり国民や地域住民の方と対話しなくてはならないと改めて御提案いただきましてありがとうございました。これはどういう形でできるか分かりませんが、努力したいと思います。また、文化庁の皆様も是非そういう方向で、国民、地域住民との対話、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、中貝委員、お願ひします。

【中貝委員】 対話をされるときには是非、城崎温泉でお迎えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

もうすぐ市長歴 18 年になります。豊岡というのはコウノトリのまちです。日本の野外で環境破壊により一度絶滅をした鳥ですが、その保護をずっとやってきて、再び空に返しました。今、100 羽以上のコウノトリが再び自由に空を飛び回っています。コウノトリも住めるような豊かな環境を作る、すなわち豊かな文化環境と豊かな自然環境を作り上げる、それがコウノトリ野生復帰の最大の狙いです。

2008 年に、豊岡の出石という城下町にある、近畿に現存する最古の芝居小屋、永楽館を復活いたしました。片岡愛之助さんが座頭で今年 11 年目になるのですが、初めは本当にチケットが売れなくて、ところが、半沢直樹で大ブレイクをされたものですから、おかげさまで今は連日超満員というところまで来ています。歌舞伎が 1 週間程度、豊岡で行われるようになって、まちの底がぱっと明るくなった印象を持っています。

城崎温泉も豊岡にあります。ここに県立の 1,000 人規模の大会議館というホールがありました。年間の稼働日数が二十日ほどという現状でしたが、事情があって豊岡市が引き受けました。どうやってもこれは赤字だということで、いっそのこと、劇団に無償で貸そうと思い付きました。ここにいらっしゃる吉本さんや平田オリザさんにもお知恵をお借りして、2014 年に城崎国際アートセンター、パフォーミングアーツに特化したアーティスト・イン・レジデンスの施設をオープンさせました。今年が 5 年目に入りますが、今年の応募状況は、世界 25 か国 94 団体から、そのうち 53 団体が海外からの申込みという活況を呈しています。これを 16 団体ぐらいに絞って年間お貸しをする。宿泊施設も、六つある稽古場も、1,000 人規模のホールも使用料はすべて無料。3 か月まで滞在いただくことができます。条件は一つだけあって、最後に地域貢献をすること。できたものがあれば見せていただく。途中経過なら途中経過を見てもらう。あるいは、学校へ出掛けるのもオーケーだという条件を出しています。

城崎温泉というのは大体、外湯へ入ると一人 600 円から 800 円するのですが、旧城崎町

民は 100 円です。条例を改正しまして、アートセンターに滞在しているアーティストは 100 円でよい。アーティストは町民と同じと認めるという、このメッセージが大変人気を博しているところです。

兵庫県に対してアートマネジメントと観光マネジメントをテーマにする専門職大学の設置を促したところ、今年度、準備室もできまして、2021 年のオープンを目指しています。こちらの方の検討会の座長が平田オリザさんなのですが、先ほど申し上げた城崎国際アートセンターの芸術監督も平田オリザさんです。そういった経緯もあったものですから、平田さんが多分、来年春ぐらいには豊岡に御家族とともに移り住んでこられます。平田さんの劇団の「青年団」は、本拠を東京から豊岡に移して、東京は支店にするという、大変我々にとっては胸のすくような発表を頂きました。今、小劇場をどこに作るかということで議論しているのですが、地元の方は大いに沸き立っているといった状況にあります。

私たちのまちの合い言葉は「ローカル＆グローバル」です。残念ながら私たちの国において、東京が偉くて、小さな人口規模のまちは偉くない、大企業は偉くて、中小零細企業は偉くないという価値の序列は非常に厳しいものとしてでき上がっています。それが今の人口減少の背景にあります。これを壊さないといけない。ですが、壊すのはとても難しい。なので、豊岡の戦略は、東京を飛び越えていきなり世界で輝く、そのことを通じて自分たちの誇りにつなげて、小さくてもいいのだと、そういう堂々とした態度のまちを作ろうということが私たちのまちの合い言葉でもあります。

是非、豊岡にお越しいただきますように。また、少しでもこの場でお役に立てればと願っております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

大変アイデアにあふれる事業で、「ローカル＆グローバル」というのは、私も、先輩から聞いてグローバルという言葉は時々使っていたのですが、「ローカル＆グローバル」、ローカルが先にあるのもよろしいですね、本当に。あと、私は日本史をやっているのですが、豊岡市というのは、古代の但馬国という、一国の国府、国分寺のあった古代の政治と文化の中心地でもあります。その遺跡もございます。

それでは、次に、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 藤井でございます。

この審議会は 2 期目でございます、それから私ごとですが、3 月に東京大学を定年退

職しまして、4月から東京藝術大学に客員教授でお世話になっております。私は、専門は建築史、日本の古い建物、あるいは近代も含めてですが、ございまして、文化審議会に入る前は第1専門調査会、それから第2専門調査会、第3専門調査会の委員をしております。それから、史跡の復元、建物の検討委員会の座長も拝命しておりましたので、この委員になったので、この現場系のお仕事は全部、もう来なくていいと言われたので、現場から少し離れていて残念というか、この中、文化審議会としては文化財分科会に分属しておりますので、そちらでは一通り、いろいろな建物の指定あるいは登録がどういう状況かというのは拝見させていただいております。

建造物が私、一番中心的な専門ですが、史跡とか、あるいはそれ以外の文化財を含めて、そういうのをこれからどのようにしていけばいいのかということを常日頃考えています。よい建物、それを含むよい環境を、いかにして、我々ができるだけのことをして次の世代にうまく引き継いでいくかを考えております。

ここの委員会は国の委員会なのですが、私自身は、現場というのは、直接委員をしているのは幾つもございまして、例えば有名な軍艦島などは、大変有名になりましたから時々ニュースになるなどいろいろなことはあるのですが、実際にはなかなか厳しい状況がありまして、そこをどのように理解して、どのようにそれを維持していくのか、あるところは諦めなくてはいけないのかなど、いろいろ現場の問題があります。ですから、その現場と法律、あるいは政策とどうやってつなげられるかということもいつも考えなくてはならないと思っております。

それから、もう一つは、建築をやっておりますと、文化財として指定する建物はあるし、それから登録という非常に広い範囲で登録していくのもありますし、それからもっと広がると、なかなかいい、普通の建物も膨大にあります。こういう建物はいっぱいあるので、どうやってうまく維持して次の世代に引き継いでいくのかを主として考えておりまして、重要なのは、国が指定してしまえば、そこである程度の補償が可能なのですが、登録されたもの、それから普通により建物というのは、これも膨大にあるわけですし、こういう建物をどうやって維持、それから上手に使うようにする、使い変えていく、用途変更といいますか、そういうことを含めてこれからそういう努力をいろいろしていきたいと思います。

ですから、先ほど中貝市長のお話がありましたが、要するに文化的な新しいこと、面白いことはいろいろあります。それに今、建築側としてどうやって御協力できるかということとはいつも日常的に考えております。是非また御相談できればと思います。どうぞよろし

くお願いします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、松田委員、お願いします。

【松田委員】 東京大学の松田陽でございます。

文化政策部会、世界文化遺産部会、無形文化遺産部会に所属することになります。

私は、文化遺産に関する研究をやっております、文化遺産の作られ方、それから文化遺産の使われ方、その二つを見ております。文化遺産の使われ方というのは、例えば教育目的で使う、まちづくりで使う、観光振興のために使う、あるいは政治目的で使う、様々なものがありまして、そういったものを全体的に見ております。

昨年度、文化政策部会に入らせていただきまして、基本計画ワーキング・グループの段階から微力ながら基本計画を作り上げる作業に加わりましたので、文化政策についても非常に関心を高めることができました。その意味では、文化政策の中で文化遺産をどのように使っていくのかについてもこれから更に研究して、こういった場で発言できればと思っております。

私は地域を問わずに文化遺産の在り方を見ているのですが、3年前に日本に戻ってくるまでイギリスにおりまして、イギリスの大学でも教えていました。その際にイタリアの文化遺産を研究対象としていたものですから、英国並びにイタリアにおける文化遺産の在り方についてはそれなりには分かっているつもりです。もちろんまだまだ勉強不足の部分もありますが、です。ので、英国とイタリアの文化遺産政策でうまくいっている部分、うまくいっていない部分、両方ありますので、そこを整理した上で、こういった審議会あるいは部会で発言できたらと思っております。

それと以前に、コンサルタントという身分だったのですが、ユネスコのパリ本部に働いておりまして、その際の上司や同僚の方々から世界の文化遺産の在り方についていろいろな情報を聞いていたりもしておりますので、そういったこともお役に立てる形で情報共有できたらと思っております。

昨年のこの審議会総会の初回、当時のはやりの言葉をふまえながら、なるべく忖度（そんたく）をせずに発言していきたいと申しました。まさか、今年なっても忖度がはやり言葉になるとは思っておりませんでした、その同じ意気込みといえますか、なるべく忖度をせずに発言していきたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、やすみ委員、お願いします。

【やすみ委員】 やすみりえと申します。よろしくお願いいたします。

私は、国語分科会に所属しております、その中でも小委員会は国語課題になっております。昨年度はどういうことを議論したかといいますと、言葉で分かり合うためのコミュニケーションについて議論を深めました。1年間、委員の先生方、様々な意見を出し合って、一つの形にまとめることができたと思っております。そういった意味では、課題小委員会は、多くの人々の言葉や国語に対するもやもや、お悩みの相談室のようなものだと思います。今年度もそういった気持ちで取り組むことができると思っております。

日頃私は、川柳を中心に、俳句、短歌、いわゆる短詩系文芸のジャンルで様々な活動させていただいております。ちなみに、川柳でいいますと今年は、柄井川柳さんという人物が江戸時代にいたのですが、その方の生誕三百年の記念の節目の年になっておりまして、意外と知られていないのですが、川柳界では結構盛り上がっておりまして、様々な関連イベントなども今年一年催されることになっていまして、これをきっかけに、古きよき時代から続く伝統文芸の魅力も伝えることができたらと思っております。

また、活動の割と中心になっていることといいますと、全国津々浦々をめぐる様々な場所で様々な年齢の方たち、小学生やシルバー世代の方たち、幅広い方たちに川柳作りを通して言葉の魅力に触れていただくという取組もさせてもらっています。その中で実際に皆さんと句会やワークショップという形で触れ合うのですが、そうしたときに一生懸命、五・七・五の指折り数えながら皆さんが句を詠んでいる姿を間近で拝見していると、今、現代の人たちが、言葉に対して、日本語に対してどういう感覚を持って日頃接しているのかを非常に身近に肌で感じるようなところもあって、そうした場で発見したり、気付いたりすることたくさんあります。ですので、そういう活動で得たことを、こうした委員会で活（い）かせていけたらと思っておりますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、吉本委員、お願いします。

【吉本委員】 ニッセイ基礎研究所の吉本です。よろしくお願いいたします。

私も文化審議会総会の委員は今期からでして、柴田委員もおっしゃっていましたが、大きな責任を感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ、文化政策部会の方では臨時委員として長く関わらせていただいておりますが、基本的な方針は、たしか2次、3次、4次ともお手伝いさせていただき、この基本計画も昨年度お手伝いをさせていただきました。たしか、いずれも全部ワーキングのメンバーに入れられたというか、お手伝いさせていただきまして、そういう意味でいうと、その当時の、1次は少しお手伝いしていないのですが、2次以降、今回のこの基本計画までの間に、随分、文化政策は変わったとひしひしと感じております。

そして、基本方針の頃には、文化庁でも大変お世話になった方々が、終わったら大体異動されるのですが、また戻ってこられている方がこちらにも何人もいらっしゃって、そういう意味でも、今回、審議会の委員になりましたので、そうした経験も踏まえて微力ながら尽力させていただきたいと思っております。

せっかくですので、研究所の仕事のことを少し御紹介したいのですが、ニッセイ基礎研究所というのは日本生命のシンクタンクでして、金融機関ですから経済、保険制度等々が中心なのですが、日本生命は日生劇場ができてもう55年たちますが、メセナも熱心にやっておりますので、研究所の方でも文化の研究をやっているということでございます。主には文化政策に関する研究なのですが、うちの研究所の特徴として私が思っていることは、政策研究だけではなくて、非常に具体的なプロジェクトのコンサルティング業務を併せてやっているということでございます。

今まで関わったもので一番大きなものは、初台にあります東京オペラシティの開発でした。あれは新国立劇場と共同開発で、隣に民間の事業者がありまして、そこに日本生命も入っていたのですが、あの新国立劇場というのは実は民間事業者に空中権を売買して、60年の定期借地なのですが、その空中権の売買によって新国立劇場の建設費、たしか700億ぐらいだったと思いますが、賄われているということで、あの建物には国費は入っていない。いいのか悪いのか、今でも考えるところはあると思いますが、あれは10年ほど、私、30代はあの開発にささげたぐらい、本当にそればかりやっておりますが、そういうこともございました。

あるいは、アートワークのプロジェクトみたいなコンサルティング業務も幾つかやっておりますが、有楽町の駅前にあります東京国際フォーラム、あそこには140点ぐらいの現代美術の作品が入っておりますが、例えば会議室には草間彌生さんの作品なども入っています。それも4年がかりでお手伝いしまして、それこそアーティストと交渉したり、ギャラリーと価格交渉をしたり、材料を探したりという現場仕事も相当やりました。ですから、

そういうことをやりつつ、文化政策の調査・研究というのも長くやらせていただいております。

最初に文化政策系の仕事をしたのはもう三十二、三年前で、今では大学でもアートマネジメントとかがありますし、研究所もいろいろやっていますが、当時、文化政策系の研究をしているところはほとんどなくて、三十数年ずっとそういうことをやってきていまして、今まで研究をやるといっても、いわゆるアカデミックな研究ではなく、都度都度の政策課題に対する受託研究というものが中心でございまして、文化庁さんはもちろんなのですが、都道府県とか、時には民間企業からも依頼を受けてやっております。つい最近、一体どれぐらいまでやったのだろうと思いカウントしたら 100 本を超えていまして、多分、報告書は平均すると 100 ページぐらいなので、1 万ページぐらい今までに作ったのかなと、何か自分のことを振り返って、よくぞやったなと思っております。

最近の調査でいうと、2 年前になりますが、文化庁さんから文化 GDP の算出に関する調査の委託を受けまして、私、ディテール、計算方法とかはよく分かっていなくて、若手の研究員が、うちの若手が頑張ってやったのですが、そういったこともお手伝いをさせていただいております。ですので、文化庁、これから政策研究に力を入れる、京都移転も含めて、ということですので、そういう場面でもお手伝いできることがあるかと思っております。

あとは、最近はオリンピックの文化プログラム関係のこともいろいろお手伝いさせていただいております、組織委員会の方は文化・教育委員とか、東京 2020Nippon フェスティバルのワーキングとかもやっておりますし、東京都の方では東京芸術文化評議会というところで、やはりオリンピックのこと、文化プログラムのことを今、さんざん議論しているところでございます。でも、2020 年は終わってしまいますので、もう 2 年と少しですから、そのことをしっかりやりながら、その先を見据えたことをそろそろ考えなくてはいいなと思っております。

少々長くなりましたが、総会、今年から新人でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、渡辺委員、お願いいたします。

【渡辺委員】 渡辺俊幸です。

作曲家ですが、主にテレビのドラマや映画音楽とかをやりつつ、純音楽まで幅広

く作曲活動をしています。

著作権分科会に所属しておりますが、作曲家でありますから当然、著作権に対しては非常に関心が深いということではありますが、現代の大きな問題とやはり思ってしまうのが、あらゆるソフトがデジタル化していく中での様々な違法アップロード、諸問題がありますが、そういったことを除いても、例えば音楽に関してパッケージものからダウンロード型になって、現在はそれがサブスクリプション型という、例えば月に1,000円弱ぐらい払いますと音楽が聞き放題になるという、Spotifyとか、海外から来ていますが、Apple Musicとか、そういうところと契約しますと、本当に何万、どのくらいの曲数がありますか、とにかくありとあらゆる音楽が聞き放題になる。これは音楽を愛好する者にとっては非常に有り難い新しいビジネスではありますが、クリエイターにとっては果たしてどうなのかという問題を抱えていると思います。あらゆるソフトが安くなっているのではないかな。

これは音楽に限らず、書籍等も、例えば雑誌等ですとdマガジンとか、携帯で契約するようなものがありますが、あれなども本当に数百円で様々な雑誌が読み放題となっております。私自身もそれを契約しておりますが、そうすると、今まで買っていた週刊誌を、実際、私は買わなくなっているという現状が体験としてありますので、果たして出版界は大丈夫なのか、そういった思いもしております。ただ、これは合法のことですので、そういう未来に向かってクリエイターを守らなければならないという意味で、常にその部分を考えつつも、合法でありますので、致し方ない。

ただ、現状で大問題なのは違法アップロードの問題ですね。違法アップロードのものというのは、基本的には、陰に潜めながら密やかにやっているものだとは私は思ってきたのですが、先日、ワイドショーを見ていて私が驚いたのは、漫画村というサイトがありまして、漫画村というサイトは、ありとあらゆる、発売されたばかりのいろいろな漫画がアップロードされている。それが違法にアップロードされているのですが、アップロードしている本体のものが、海外の、そういった著作権保護を認めないというか、そういう保護法がまだないような海外の国に拠点を置いてそういう運営をしているということで、取り締まれないということです。

それで、何とそのユーザーが月に1億人を超えている。ほとんどが子供、小・中学生がそれを閲覧しているので、携帯、PCも含め、1人の人間が幾つかのそういう媒体で見ているということもあって1億という数字になっているのですが、実際1億人ということではないと思いますが、そういう状況である。その業者は広告媒体で収入を得ている。そ

ここに広告が出ているわけですね。そういう違法なものに対して広告が出ていて、それが容認されていて、取り締まれないという現状はいかがなものか。

それもまた、更にそのサイト上で、私たちのこのサイトは違法ではないのだと堂々と訴えているのです。こういった現状というのはゆゆしき出来事で、今までのように陰に潜んでやっているものではなく、堂々とやっているという点で、これを野放しにしているのは大問題で、こういったことが合法的なのだということが、音楽や書籍とか様々なことに、デジタル化されるソフト、あらゆるものに対して起こり得るということなので、早急に対処していただきたいというのが強い思いとしてあります。著作権の問題で語りたいことは幾つかあるのですが、それはまた著作権分科会でも語っていきます。

それで全然関係ない話なのですが、私、海外に観光で行ったり、実際ボストンで暮らした経験もあるのですが、海外の町並み、特にヨーロッパというのは美しいという感覚を抱きます。ロンドンなども、観光バスに乗ってずっと回るだけで、街中が何か美術館のような、何でこんなに美しいのだろうという思いを抱くのですが、そういった町並みを日本においても作り上げていくことはできないものかと今関心を持っていて、ただ、私、建築家でもないし、そういったことについて詳しくはないのですが、サイトで少し調べてみると、例えばドイツなどは現時点において高さの規制というのは、ベルリンにおいて非常に厳しく規制がされていて、あまり高いものは指定された地区しか建てられないとか、それから高さの制限において、基本的に建物の高さがずっとそろって建っています。それから壁面が全部そろって建てられているのです。やはりそれは整然として美しいです。

日本において、東京において、例えばそれに近い場所というと、銀座とか幾つかそういう、まあまあ美しいというところがありますが、例えば渋谷や池袋というのはどうなのだろう。観光客が訪れたときに、日本は美しい国だということをおっしゃいますが、この美しいという意味は、恐らく京都の、本当に文化遺産として指定されるような、そういった建物、建造物、あるいはごみが落ちていないとか、そういう日本人の風紀の部分で美しい国だと言っているのであって、渋谷や池袋を見て、美しい国とは言っていないと私は思うのです。

かといって、でも、こういう自由主義の国の中で果たしてどこまで規制ができるか、私は分かりませんが、少なくともドイツにおいて行政が規制を掛けているというのは事実としてあって、そして、それによって建物というのは1回建ったら50年、100年ともつものですから、文化という点でいうと、大きい意味での大事な文化だと私は思うのです。環境

の中で私たちは暮らしていくので、美しい生活空間の中で暮らすということはとても大切なことだと私は思います。

そういう意味で、行政主導で何らかの形で日本もそういった美しいまちづくりを目指すという、海外のものも研究しつつ、何かそういったことにも取り組んでいただけないかという思いを持っております。これがこの文化審議会ですることかどうか、少し分かりませんが、でも、文化庁として、行政に対して是非何か働き掛けをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

最後に、私、先ほども少し御挨拶をしたのですが、一言、話をさせていただきたいと思っています。私は、3月まで東京大学で日本史を教育研究していた者であります。この文化審議会の中では文化財分科会と世界文化遺産部会とに属しております。これまで文化財の主に調査・研究から始まって、保存管理して、整備して、活用して、発信していくというようなことを研究などの対象にもしておりました。

私は今回、これからの課題の一つ、二つだと思っておりますのは、一つは、やはり先ほど国民との対話ということも言っていたいたのですが、文化庁は大変いい仕事をしていただいていると思っております。ただ、それがあまり国民に知られていないのではないかと、もっともっと知っていただきたいということがありまして、その点の発信について、ちょうど基本計画もできたわけでありまして、また、他省庁との連携のもとで文化庁が政策官庁化するようなどころもあります。あるいは、文化・文化財をこれから活用していこうという考え方にもなっているわけなのですが、そのためにはやはり今、新・文化庁がどのようにこれから文化を考えているかということ、応援団になっていただく国民に更に発信していかなければいけないのではないかと。いいことをしていても、最近、知られていないとあまり評価されないようなところがありまして、その点はやはり努力をすることが求められているのではないかとというのが1点であります。

もう1点は、基本計画もできまして、当面の文化の活用等については適切に進めていくことになると思います、文化プログラム等ですね、と思いますが、もう一つは、私は是非、視点としていつも願いますのは、100年、200年後のことも少し考えていただきたい。当面の2020年までとか、あるいは京都移転までではなく、それから先の文化というのは息が長いものだと思いますので、そういう視点を是非持っていただきたい。その2点を少し課題として考えていただければ有り難いと思っております。

ということで、一通り、審議会の委員のメンバーからそれぞれ多様な、非常に含蓄のあるお話があったのですが、それだけでは少々一方向なので、文化庁の方にも少し、今のお話をふまえた御意見を聞きたいと思うのですが、中岡次長、いかがですか。

【中岡次長】 本日、委員の先生方は自由討議ということで、何回もこの審議会の委員をお務めいただきましても、これは毎年毎年の改選でございますので、極めて新鮮に我々は受け止めさせていただいております。

それこそ文化財をめぐる問題、あるいは著作権の話も出ましたが、まさに先ほど会長の方から、新・文化庁ということで新たな体制に脱皮をしていくわけでございますが、やはり国民の負託を受けて仕事をしているというのは基本的な立場でございますから、しっかりと対話をしながら仕事をしたいと思っております。

とりわけ文化財につきましては、昨年、大きな答申を頂きまして、まさにこの国会で文化財保護法の大改正に取り組んでおります。

また、先ほど著作権の話がございました。漫画村、リーチサイト等の大きな課題が目白押しでございますが、その前に実は、本日の午前中、著作権法の審議が文部科学委員会でございまして、これもまた教育の情報化、あるいは柔軟な権利制限規定ということで 10 年来の著作権法上の大課題でございましたので、これをまず仕上げて、次のリーチサイト等の議論に是非とも入っていただければと思うわけでございます。

それでまた、昨年は基本計画をお作りいただきまして、基本計画自体は文化芸術基本法、これまた平成 13 年以来の約 16 年ぶりの改正で、大きく変わりましたのは、文化庁の仕事自体が文化庁を飛び出しまして、各省庁の文化行政とコラボレーションできるということがございます。それを受けまして今国会に文部科学省設置法の改正をいたしまして、各省の文化関係の行政を事務調整できるという権限を付与するという改正を、今、また国会で議論する予定でございまして、しっかりとこの法律を通して、先ほどお話がございましたように新・文化庁に脱皮をしたいなと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、予算の問題、あるいは様々な税制の問題等、文化をめぐる様々なツールがございますので、私どもとしても審議会の先生方の意見をしっかりと受け止めて、行政を前に進めさせていただきたいと思っております。その一番のちょうちん持ちは宮田長官でございますので、冒頭、話がございましたが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の年までは任期をされるということでございますので、またしっかりと支えて仕事をしていきたいと。恐らく皆さん、職員の方々も同じつもりでいると思っておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、本日は初顔合わせということもありますが、大変実りのある会になったと思います。予定の時間もそろそろ迫ってきていますので、もう一つ、これだけ発言し残したことがあるという方がおられれば手を挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今後、各分科会・部会においてそれぞれの審議を進めていただくことになります。それぞれ実り多い審議となりますよう、各委員の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項のお知らせをお願いします。

【三輪企画調整官】 事務局でございます。

まず、今後の日程でございますが、先ほど佐藤会長からもございましたように、今後は当面は各分科会・部会ごとに会議を開催いたします。個別の日程につきましては、各課の担当から追って御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

【佐藤会長】 では、どうもありがとうございました。

— 了 —